

6月23日から29日は「男女共同参画週間」

「だれもがどれも選べる社会に」



「男女共同参画社会」とは、誰もが皆、自分の意志により参画し、誰もが個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる社会のことです。

村では、女性活躍推進法の成立やSDGsの取り組み、性的マイノリティへの人権問題など、男女共同参画を取り巻くさまざまな課題に対応するとともに、女性の活躍推進をはじめとするダイバーシティ社会の実現のため、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法、DV防止法に基づき策定した「第5次東海村男女共同参画行動計画(令和3年度～令和7年度)」を進めています。

全ての人々が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会を実現するには、国や自治体だけでなく、皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。この機会にぜひ、男女のパートナーシップについて一緒に考えてみませんか。

【問い合わせ】村民活動支援課村民活動支援担当(☎282-1711 内線1462)

男女共同参画推進事業所の認定事業所を募集しています

村では、男女共同参画および女性活躍の推進を目指し、職員の働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所を、「東海村男女共同参画推進事業所」として認定する取り組みを行っています。現在、村内の33事業所が認定を受けており、各事業所で職員の多様性を受け入れるさまざまな取り組みを実施しています。働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる事業所のご応募をお待ちしています。

【認定のメリット】

■ 事業所の認知度の向上

広報とうかいや村公式ホームページ、SNS等で事業所の取り組みを紹介します。

◇事業所のイメージアップによる優秀な人材の確保

◇取り組みを行うことによる従業員の意欲向上や生産性の向上

■ 研修・交流会の参加の機会

男女共同参画推進事業所を対象に、研修会や交流会などをご案内します。

◇推進事業所同士のつながりの拡大

◇働きやすい職場づくりへの学び・気付き

【対象】

村が定める男女共同参画に関する取組内容を実施している村内の企業や事業所、店舗 ※詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

【申し込み・問い合わせ】

村公式ホームページからダウンロードした申込書に必要事項を記入の上、7月31日(水)までにファックスまたはメールで、村民活動支援課村民活動支援担当(☎282-1711 内線1462 FAX287-0479 ☒chiikidukuri@vill.tokai.ibaraki.jp)へ申し込みください。

